

2025-12-5 第72回補装具評価検討会

○野原調整官 定刻となりましたので、ただいまより、第72回「補装具評価検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、構成員の皆様には会場またはオンラインにて御参加いただいております。また、傍聴席は設けずユーチューブ上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信はいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。御承知おきください。

最初に、構成員の出席状況について御報告申し上げます。本日、10名の構成員の方に御出席いただいており、会場で9名、オンラインで1名の御参加となっております。また、河合構成員と陳構成員が御欠席となります。

また、事務局ですが、障害保健福祉部長の野村と企画課長の乗越は、他の公務により遅れております。

以降の進行につきましては、高岡座長にお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高岡座長 皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願ひいたします。

では、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○野原調整官 本日の資料は、議事次第、資料1、2-1、2-2、2-3、参考資料1から3となっております。資料の不足などがございましたら、事務局にお申しつけください。

○高岡座長 よろしいでしょうか。

では、本日の議事に入りたいと思います。議題1「令和8年度告示等改正作業について」、事務局からまず説明をお願いいたします。

○野原調整官 資料1「令和8年度補装具の告示等改正（案）」を御覧ください。令和8年度の補装具の告示等改正に向けて今年度皆様に御検討いただきたい内容をまとめております。

ページ1になります。まず基本的な考え方としまして、補装具の支給基準額等の見直しについては、3年に1回行っております。次期改正は令和9年4月を予定しております。そのため、令和8年度は支給事務について見直しを行うこととしたいと思います。

改正案の概要は、補装具費支給意見書作成医師と市町村との連携について記載を追加すること、使用する完成用部品の指定に関する留意点について記載を追加することとしたいと思います。

今後のスケジュールですが、本日の補装具評価検討会の後、1月下旬の第73回補装具評価検討会において完成用部品指定審査を実施いたします。3月上旬の第74回補装具評価検討会において完成用部品指定審査結果の報告を行い、4月1日に各種通知の施行となるよ

うに進めていきたいと考えております。

ページ2に移ります。改正案1、補装具費支給意見書作成医師と市町村との連携について記載を追加することについて御説明をいたします。こちらは前回検討会において、令和7年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果として御報告した議題に対する改正案になります。身体障害者更生相談所が判定を行う過程または市町村が支給決定を行う過程において、補装具費支給意見書を作成した医師に意見書記載内容についての確認や協議がないまま記載内容とは異なる判定または支給決定が行われる場合があります。意見書作成医師が更生相談所や市町村の意見書記載内容に対する考え方を知らないまま判定または支給につながらない意見書を作成し続けることは、補装具費支給事務全体の業務効率を低下させる懸念があります。更生相談所や市町村が意見書と異なる判定または支給決定をする場合には、意見書作成医師へのフィードバックを併せて行うことを補装具費支給事務取扱指針に明記してはいかがでしょうか。

具体的には、補装具費支給事務取扱指針へ「更生相談所又は市町村は、補装具費支給意見書の記載内容を十分に考慮し、記載内容と異なる判定・支給決定をする場合には、補装具費支給意見書を作成した医師への情報共有を図り、連携して支給事務を遂行することとする」と追記したいと考えております。

ページ3に移りまして、改正案2、使用する完成用部品の指定に関する留意点について記載を追加することについて、御説明いたします。こちらも前回検討会において、令和7年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果として御報告した議題に対する改正案になります。現状、類似機能の完成用部品について、安価であることのみを根拠として更生相談所が部品を指定する事例がありますが、たとえ他社製品と接続することが可能であってもメーカーの補償対象外となることがあります、補装具全体の構成を考慮しない部品の指定は安全性を担保できない可能性があります。そこで、前回検討会で、今年度の完成用部品の指定審査結果について実際に機能でまとめ、同一価格での運用が可能かどうか検討を進めていくこととなりましたが、令和8年4月に向けた完成用部品の指定審査の申請受付が終了しており、機能分類の仕組みとその導入・実施についての説明を行っていないことに加えて、完成用部品指定申請メーカーの見解をさらに確認する必要があることから、令和8年4月からの導入は困難が予想されます。今後、機能による分類方法、統一上限価格の算定方法等について、完成用部品指定申請メーカーへの個別ヒアリングも実施し、補装具評価検討会での検討を経て決定していく予定です。一方で、安全性を確保できるように運用を見直す必要があるため、更生相談所において完成用部品を指定する場合の留意点を補装具費支給事務取扱指針に明記してはいかがでしょうか。

ページ4を御覧ください。具体的には、補装具費支給事務取扱指針へ「同等機能の完成用部品を処方する場合には、価格のみをもって部品を選択するのではなく、判定する補装具全体の構成、使用環境を十分に考慮し、利用者の安全性を確保した上で価格による評価を行うこと」と追記したいと考えております。

資料1についての説明は以上となります。

○高岡座長 ありがとうございました。

これから、皆様方から御意見、御質問をいただきたいと思います。会場の構成員は挙手で、オンラインの構成員はZoomの「手を挙げる」の機能を使用していただければと思います。

それでは、まず資料1に関して構成員の皆さんから御意見、御質問はございますでしょうか。

清水構成員、お願ひいたします。

○清水構成員 国リハの清水です。御説明いただきありがとうございます。

確認なのですから、2ページで記載内容と異なる場合には必ず連絡をするみたいなことが書いてあるのですけれども、文言として確認なのが、下線が引いてある下から2行目なのですけれども、「記載内容と異なる判定・支給決定をする前に」としたほうがもししかしたらいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○高岡座長 事務局からいかがでしょうか。

○野原調整官 御意見ありがとうございます。

「前に」と入れたほうがいつ行うかが的確に分かるという御指摘かと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○高岡座長 今の文言変更等々についてはいかがですか。ほかに御意見はないでしょうか。

これはヒアリングのときに上がってきたので対応していただいたということになりますけれども、本来は支給決定する前にいろいろやり取りするというのは通常やるべきことではあるので、本当にこの文言はプラスアルファというか、これは普通やってねという話ではあるなと思いますが、より明確にするということになっているのだと思います。

西嶋構成員、お願ひします。

○西嶋構成員 宮城県の西嶋でございます。

この文言だと何を情報共有するかというところが明確でないかなというのをちょっと感じました。一つは異なる決定をしたという事実はもちろんのことなのですけれども、その理由も言っていただかないとなぜ駄目なのというところについて学習にならないかと思います。明かせない理由はそんなにないかと思うのですけれども、理由もつけてというところが大事かと私は考えています。

○高岡座長 これでいくと、例えばどんな感じで言ったらいいでしょう。

○西嶋構成員 この判定の場合には、「その事実と理由など」という形で具体的に入れてもらうといいのかなと思いました。

○高岡座長 そういう情報共有を図りという形を前にちょっと入れておくといいのではないかと。それは入っていても悪くないでしょうね。

○西嶋構成員 そうでないと別に解説が必要になってしまうかと。そうでないと更生相談所には理解できないかなと思いました。

○高岡座長 つまりこれだけだと変えましたよという情報の共有になってしまいかねないということですね。分かりました。

事務局からいかがですか。

○野原調整官 具体的な御指摘ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○高岡座長 ほかにはいかがでしょうか。今、改正案1のお話になっておりますが、先に改正案1のほうでいきましょうか。

よろしいですか。

では、こういう文言をもう少し検討していただいて、来年度入れていこうという方向で行きましょうか。では、よろしくお願ひいたします。

次に、改正案2に関してはいかがでしょうか。これはぜひ機能分類をしていただきたいということだったけれども、来年は間に合わないので、こういう文言をまず入れようということかなと解釈はしたのですけれども、いかがでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 西嶋でございます。

この部品の選択に関する情報というのは、恐らく義肢装具士が一番持っているのではないかと思うのです。そこに意見をちゃんと聞くのが正しいやり方だと思うのですけれども、今のところ義肢装具士の役割として判定において専門的な知識を提供するということがあまりはつきり示されていないのかなと感じたので、この部分に入れるかどうか分からないですけれども、義肢装具士に意見を聞くことをもう少し（指針に）入れたほうがいいのかなと感じました。

更生相談所独自で判断するにはちょっと難しいのかなと思いますので、相性などといった高度な部分についてはP0の意見を聞くように、もう少しP0の立場というか、専門的知識というのを尊重するような姿勢を示したほうがいいのかと思いました。

○高岡座長 私から、P0はもちろん専門性を発揮していただいて意見を聴きたいのですが、必ずしも更生相談所にいるわけではないですね。だから、その場合は製作事業者のP0の方ということになるのだろうなとは思うというのと、必ずしもこれは義肢装具士だけの補装具ではないという部分があるので、あまりそこだけ明記するというのもどうかなという気はちょっとしますが、いかがでしょう。

○西嶋構成員 そうですね、義肢装具士が絡まなくても差し支えないようなものであるならば（P0を絡めなくても）いいかと思うのですけれども、義足などといった義肢装具士が絡む要素が高いものについてはきちんと意見を聞いて、その上で安全性などの情報を仕入れて判定を行ったほうが良いと思いました。

○高岡座長 事務局、いかがでしょうか。

○野原調整官 事務局です。御意見ありがとうございます。

文言をどのように入れるかというのはこの場ですぐにはお答えできないので、検討した

上で構成員の先生方に御確認を取っていただくという流れで進めさせていただければと思います。

○高岡座長 西嶋構成員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

この文言だと価格のみで決めないでねというお話で、もちろん組み立てるそれぞれの相性であったりというのもあるでしょうし、その辺りは十分安全性も含めて担保してくださいねということだと思います。

これは同等安価というのが更生相談所だと絶対に頭にこびりついてしまっているところがあるのですが、この文言で同等安価とは必ずしも相反する話ではないと考えていいですね。どうでしょうか。

どうぞ。

○西嶋構成員 西嶋です。

この文言を読んでも、安全性を確保した上で価格による評価ということで、価格による優劣を考える前に安全性を考えないと駄目よということを示していると読み取れると思いますので、そこは表現としてはいいのかなと思いました。

○高岡座長 ありがとうございます。

浅見構成員。

○浅見構成員 浅見でございます。

最初の西嶋構成員の御指摘の部分です。義肢装具士に意見を聞くことを入れるという話は、高岡座長の御意見にもありましたように、地域性などいろいろな要素もあり、義肢装具士だけを入れてしまうと適合しない地域などもあります。つまり、義肢装具士を含めた専門職に意見を聞く必要があるという文章にするのが良いと思いました。

それと、文章としては、安い価格が最優先ではないことがわかるように、検討いただいたほうがよいように思いました。価格だけではなく安全性が非常に重要であることが強調できるような表現がよいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○高岡座長 事務局、いかがでしょう。

○野原調整官 ありがとうございます。

御指摘がありましたように、安全性を優先するというところを最前面に出していくように文言を修正いたします。

○高岡座長 ほかには、改正案2に関しては。

井村構成員、お願いします。

○井村構成員 井村でございます。

改正案2の文面のところなのですけれども、今、いろいろと聞きながら考えておりまして、基本的には我々は理解していると思うのですけれども、今回そもそもこの文言が入るべきかかけとしては、完成用部品のパツツパツツで安い他社製品を組み上げることから来る組合せという問題が読みにくいなという気がしています。恐らく補装具全体の構成ということに入るのでしょうかけれども、その後、使用環境を十分考慮しというと、何か組合せと

いうよりは使う場所での安全性を問われるのかなというところで、A社、B社、C社と同等の部品があったときに、それぞれ安いものを選ぶと3社の混合した製品になることは好ましくない可能性があるということが読みにくい気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○高岡座長 事務局、いかがでしょうか。

○野原調整官 分かりづらかったかと思いますが、「使用環境を十分に考慮し」の中に含まれている意図としては、体重などに使用制限があるものでも安価なものを選択されてしまうと、高活動の方の義足で、走ったりなどされたりする方が体重制限ぎりぎりのものを指定されたことが理由で破損につながるといったことがないように、安全性についても十分に配慮していただきたいというものでしたので、こちらも分かりやすいように文章を直したいと思います。

○高岡座長 よろしくお願ひいたします。

井村構成員のお話にあったように、構成だけではなくて環境であったり、あるいは場面であったりというところも含めて安全性を確保してほしいということがあったのでちょっと分かりにくくなっていたようなので、事務局のほうで練っていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

では、改正案2のほうも、文言が大分変わる可能性がありますけれども、もう一度皆さんに確認していただくということで、事務局で練っていただきたいと思います。

では、議題1に関してはこの程度でよろしいでしょうか。

それでは、議題1は終了しまして、次の議題に移りたいと思います。議題2は、「令和7年度厚生労働科学研究等の進捗状況報告」ということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

○野原調整官 前回、第71回補装具評価検討会で御報告したとおり、令和7年度は厚生労働科学研究の指定課題、公募課題、障害者総合福祉推進事業の課題を実施しております。厚生労働科学研究の具体的な進捗状況の報告は、それぞれの研究代表者の先生にお願いしたいと思います。

まずは指定課題について、研究代表者の浅見構成員、お願ひいたします。

○浅見構成員 浅見でございます。よろしくお願ひいたします。指定課題の研究代表をしております。

資料2-1をお手元に御用意いただければと思います。指定課題は、そこに書いてございますように「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」として実施しております、今年度は最終年度、3年計画の3年目となります。

本研究の目的でございますけれども、次の2ページ目を御覧ください。本研究の目的は、令和9年4月の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下「支給基準」）における改正必要箇所への提言及び基礎資料を作成することとなっております。基本方針としましては、緑の枠で囲っ

ておりますけれども、「①使用部品、材料に対して当然価格に差があつて然るべきで、部品、材料に応じて価格が算出されるものであること」「②基準は処方、見積もりのし易い表記であること」とし、加えまして、「③新たな技術を基本工作法に取り入れること、また、新たな技術の使用方法あるいは場面について、必要な制限を加えること」としております。

本研究で令和9年度の告示改正のための基礎資料の作成ということで、運動器系補装具、視覚器系補装具、聴覚器系補装具、重度障害者用意思伝達装置及び全領域共通の5分野に分けて研究を実施しておりますので、具体的にはそれぞれの研究分担者から御説明をいたします。

それでは、まずは次のページの全領域の課題を分担研究者の中村先生、よろしくお願ひいたします。

○中村オブザーバー 分担研究者の国立リハセンターの義肢装具士をしています、中村です。全領域に関しまして、ちょっと長くなるかもしれませんけれども御説明します。

たびたびこの検討会でも、我々が研究をしていましてこの支給制度自体がもう崩壊の危機にある、破綻しかかっているということを訴えてはきているのですが、なかなかあまり伝わっていないようなので、今日はちょっと厳めしうにお話したいと思います。

そもそもコロナ禍の影響と世界情勢変化による物価高騰、最近は円安の影響も全然収束しないので、令和6年度にある程度告示価格が改定されましたけれども、それでは全く追いつかず、もういよいよ危機的な状況になっているということを今日お話ししたいと思います。特に材料の高騰です。例としてアルミニウムの合金でジュラルミンなどがありますけれども、それが、資料は2000年と書いてあるのですが2020年の間違いですが、この5年間で価格が2倍になっていることがあります。それに対して支給基準の価格というのは微々たる上昇率しかないということがそもそも問題であります。

また、車載用姿勢保持装置は、現在の告示の価格の中で支給できるものというのは実は1製品しかないのですが、もろもろの事情でメーカーとしても値上げをしたいということになると、告示価格は決まっているのですけれどもそれに該当する製品がないということが容易に訪れると思っています。さらに電動車椅子も、実は皆さんメーカーも含めて非常に身銭を切って赤字のまま制度を維持するために行っているのだということも調査の結果から分かってきました。そういう厳しい状況で、告示の範囲内で何とか収めようとして、行政もそういうひずみを解消するためにちょっとルール違反をしているところもちらほら聞こえてきて、そこら辺も何とかしなければいけないという課題が見えてきました。

以上のことから、今までの調査だけだと、告示価格を決めるのに物価の上昇率や原材料価格を調べただけでは適切な実態に合った価格というのは決まらないのではないかというのが我々の現在考えているところです。

それで、調査方法として今、補装具事業者を中心に調査をしていますが、そこはいわゆる価格の出口であって、支給基準に合わせて価格を決めているわけですね。そうすると、

本来の実態ではないということを意味しています。価格調査については推進事業で実施するということになっていますが、我々多くの業界関係者は自立支援振興室が今年の夏ぐらいに事業者団体に対して実態調査をお願いしますということがありまして、その結果報告書が既に公開されています。これはより詳しい状況が分かっていますが、義肢装具士の最低賃金とか、3年間働いても時給1,400円、基本金25万円ぐらいにしかなっていないとか、あるいは製造段階で既に支給基準を上回っているものがあるとか、事業者の経営状態がかなり厳しいということが分かっています。これは自立支援振興室の調査ですので、ぜひともこの内容については説明していただきたいなと思っています。

補装具の価格調整です。ちょっと不思議なことですが、基準価格を変えました、それが本当にちゃんと機能していますかという検証作業というのが実は今までなかったのですね。それ以外の福祉サービスについては報酬改定検討チームというものがありますと、それでちゃんと検証がなされているのですが、補装具についてはそういう検証がないので、これは厚労科研のチームでやらなければいけないことがあります。

また、先ほど言いましたように、行政のひずみです。ルール違反なども不適切な事例もありますので、それも公がそのひずみを認めるということをしなければいけないと思っています。

今の説明したことをもうちょっと詳しく説明します。4ページ目をお願いします。アルミニウムとステンレスをなぜ取り上げているかといいますと、補装具は車椅子だったり、歩行車だったり、器具であったり、義足だったり、右側は白杖ですけれども、ほとんどがアルミニウムやステンレスで、アルミニウムは軽量かつある程度の強度を持って加工性も良いということから使われています。なので、この価格の影響というのはとても大きいものであります。

次のスライドをお願いします。このグラフは日銀の企業物価指数を2020年を基準としてその変動をグラフで表したもので、2020年を基準にすると、アルミニウムは2倍、ステンレスは1.5倍の値段になっています。これに対して、アルミニウムだけでできている半月、あとステンレスだけでできているあぶみ、これ自体の支給基準価格は僅か6%しか上がっていないません。では、この差はどうやって埋めているのかというと、製作事業者と材料屋さんの身銭を切っているということが容易に推測できます。

次のスライドです。原材料の価格が上がったときに世の中の企業さんは何をしていましたかということを調べたのが2025年版のものづくり白書、厚生労働省も参加しているものですが、これに書いてありますので、ちょっと説明します。

7ページ目をお願いします。このように材料の価格が上がったときに世の中の企業は何をしているかという事を説明します。まずは問題点です。世の中の企業さんは、原材料が上がることが問題、あとエネルギーが上がっている、あと労働力が足りないということを挙げています。そのために何をしていますかというと、価格を転嫁している。あとは、転嫁した部分はその分従業員の賃上げに結びつけている。あとは人材確保と設備投資を挙げ

ています。

もうちょっと詳しくして、8ページ目をお願いします。原材料の価格の高騰を問題にしているのはどちらも9割以上で、多くの企業が問題にしている。エネルギー価格も9割近く問題にしているということです。原材料価格の高騰とエネルギー価格の高騰と労働力不足というのは、今、日本の製造業の共通の問題なわけです。補装具の関連事業者も製造業ですので、補装具だけが聖域なわけではないわけです。当然同じような問題を抱えているわけです。

その結果、9ページ目をお願いします。多くの企業さんは、しようがないので価格を上げるしかないと。でも、その代わり得られた利益は従業員に還元して賃上げもしています。あとは人材確保と設備投資もしています。一般の企業はこうやっているのですが、残念ながら補装具の場合には出口の支給基準の価格が決まっているものですから、価格を転嫁することができないので、これをどうしているのか。これを国が認めていないので、国は告示価格の決定に際してどのように検討したかというのを説明する必要があるのではないかと考えています。

10枚目のスライドですけれども、では、価格転嫁をどうするべきなのかとか、総務省の資料、あるいは経済産業省の資料を見ますと、国は年に1回価格転嫁について協議を行ひなさいという意見が出されています。補装具関係も3年に1回の価格改定なのですけれども、それがなぜ3年なのかというのも、その3年間ももたないような時代に今はなっています。

11枚目、アルミニウムを題材にもう一回お話をしますが、アルミニウムが例えば車椅子などに変換されて販売事業者に行ってそれからユーザーに届くまでにお金がどうなっているのかというのを図示したのがこの図です。原材料のアルミニウムは工場で作られます。ただ、それは補装具のことは考えていませんので、高くなれば当然値上げをします。アルミニウムの塊だけでは物は作れないので、当然板にしたり、パイプにしたりという材料屋さんに卸しますね。材料屋さんは車椅子製造業者さんに渡して、それを販売店にまた卸す。そうすると、支給価格の基準が決まっているので、材料費が200%上がったから、卸すときにも200%上げてしまえというと、出口が決まっているのでそこで売れなくなるということは明確なのです。そうすると、何とか物を回すためには、材料屋さんは製造業者に対してちょっと今までの利益を削って売ることになります。さらに、それを削っただけでも不十分であって、それを販売業者に渡すときにもさらに今まで出た利益を削って何とか告示価格に帳尻を合わせるようにして埋め合わせをしているということが分かりました。ただし、2倍にまで材料が上がっていますと、それだけの利幅というはあるわけがないので、結局皆さん赤字になってしまっている。それで何とかこの制度を回しているという実態があります。

ですから、製造業者も別にお人好しではないので、途中でもう堪忍袋の緒が切れて値段を上げますとした途端、補装具の支給制度で回せる補装具がなくなるということになりま

す。物がなくなります。物がなくなるだけではなくて、前回も言いましたけれども、更生相談所には専門知識のある人材はいなくなり、かつ、製作事業者には義肢装具士がこれからどんどん減っていくような兆候が見られていますので、人も物もいなくなってしまうのですね。そうすると、制度は残っていても結局それが運用できなくなるので、最後に残されるのは何かといったら要は補装具のユーザーさんが置いてきぼりになってしまいうシナリオが見えます。

そうすると、要は、国は補装具のユーザーさんを切り捨てるのかという結論になってしまふわけで、それは最悪のシナリオなので、そうならないためにも今ある制度のどこにひずみがあって、どこに問題があって、どこを直せばいいのかを調べ直さないといけないということが分かりました。

ということで、12枚目は今後の予定です。あと半年もないのですが、原材料について、補装具はアルミニウムだけでできているわけではありませんので、それ以外についても調査をしないと、本当にどのぐらい上げればいいのかというのが分かってきません。また、エネルギー、あと輸送費も最近は輸送のネットワークがどんどん発達してきましたので無視できない存在になりました。あと、円安も当然やみそうにもありませんので、これがどうなっているかというのも調べなければいけません。あとは行政のことで、利用者に差額自己負担や安価なものしか選ばせないなどのルール違反が見られます。我々も義肢装具を製作していますけれども、窓口で申請を受け付けなかつたり、あとは判定も受けずにこの部品は高いから出せませんといきなり結論を言われたりするケースが少なからずありますので、そういうルール違反をしっかり直していくないと、健全な制度の運用にはならないのではないかと思っています。

あと、先ほど言いましたように、価格転嫁について国及び地方公共団体というのは相談しないといけないと言われていますので、そういうことをやっているのかどうかを16の種目の中で調査すべきかなと考えています。

全体概要については以上になります。

○浅見構成員 ありがとうございます。

それでは、次に運動器系のうちの3D技術について、私から説明をさせていただきます。

資料の13ページを御覧ください。補装具の製作にデジタル技術を導入するに当たりまして、厚労省が定めたデジタルデータも含めた個人情報取扱いガイドラインを基本とした取扱いが既にあるわけですが、そういう取扱いが補装具のデジタル技術の導入にもされるべきであります。

また、補装具及び治療用装具においては、3Dスキャナーによる身体採型及びそれらデータを用いて作製したものに対する補装具費及び療養費の支給は、まだ今は研究中でございますので、現時点では認められていない状況があります。

しかし、新たな技術として3Dスキャナーを用いた身体計測について、今、様々な情報が発信されておりまして、少し制度上の誤認があるのではないかと考えております。今回の

研究では、既存のガイドラインに準拠したデジタル技術、デジタルデータ取扱いガイドライン及びプライベートゾーンの採型ガイドラインの策定のための基礎資料を作成するということを目標にしております。このガイドラインというのはほかのガイドラインにもありますように、関連学会の協力も得ながら厚労省担当部局で作成していただき発出するのが一番望ましいのではないかと考えております。

3Dスキャナーを用いた身体採型ですが、被採型者の心理的安全性及び要配慮個人情報の取扱い、要配慮個人情報が流出した場合の対応や責任の所在についても、今後しっかりと議論をするべきであり、厚労省主体でのこの議論の展開が必要と考えております。

なお、告示に定められた基準で製作されていないものがあるかもしれません、補装具費及び療養費を支給するということにおいては、告示に定められた基準ではない支給は、まだ現時点では難しいということを厚労省から改めて周知していただいてはいかがかと考えております。

3Dプリンターによる補装具の製作につきましては、引き続き安全性などについても検討してまいりたいと思います。

14ページを御覧ください。これまで申し上げたような目標がございますので、ガイドライン策定のための基礎資料の作成が必要かと考えております。そこで、既に発出されている厚労省の個人情報保護ガイドラインをはじめ、医学系学会、海外のガイドラインなどの文献を現在調査して研究をしております。その一部が右下の図になります。これはアメリカの義肢装具士アカデミー、学会のほうで最低教育基準・資格認定に対する立場の表明ということで、倫理的・法的・社会的課題について表明がなされているものです。カスタム3Dプリント装具及び義肢に関する意見表明2021として3Dプリントによる装具及び義肢の提供は、認定・有資格の義肢装具士によって管理すべきであるということなどが説明されております。

さらに2025年には、このステートメントがアップデートされまして、カスタム品だけではなくて既製品も含む広範な3Dプリント装具・義肢に対応する内容に拡張されているようございます。安全性重視、構造、素材、密着性、耐久性の確保や医療基準の遵守、ISO、FDAなどの規制に準拠するとか、医師の処方が必須である、医学的に必要とされる場合のみ提供するということ、専門家による対応、認定装具士が設計・製作・納品を担当するということ、基準策定の推進、エビデンスに基づく高品質な経営を支援しなければいけない、このような内容がアメリカではステートメントとして発出されており、日本でも検討するべきというところであり、現在、調査の途中でございます。

従来製法と3D製法の精度・適合評価につきましては、須田先生から説明をお願いいたします。

○須田オブザーバー　須田です。説明させていただきます。

従来製法と3D製法の精度・適合評価ということで、従来の石膏を用いた製作方法と、新技術である3D技術を用いた製法について、陽性モデルや陰性モデル、出来上がったものの

寸法数値を用いて数値的な比較を行うことと、従来製法で作った装具と3D製法で作った装具の適合性というものをルーブリック表を用いて数値化してその適合性の比較を行い、3D技術の製作精度と適合性の評価というのを妥当性として計測しております。今、そのデータのまとめをして分析中であります。

以上になります。

○浅見構成員 ありがとうございます。

では、次に運動器系のうち小児筋電義手になります。藤原先生、お願ひいたします。

○藤原オブザーバー 東京大学の藤原です。小児筋電義手に関して報告をさせていただきます。

現在、日本的小児筋電義手の支給におきましては、国内で実績のある医療機関が非常に少なく、また、補装具装用訓練等支援事業が令和3年度から、今年で5年目になりますが、実施されておりますものの、まだまだ実施機関が限られています。本来、補装具費支給制度だけで小児筋電義手の支給が運用されるべきものではありますが、実際には訓練用の筋電義手は仮義手などとして支給されませんので、各施設でかなり苦労しながら取り組んでいるという実態があり、そのために装用訓練等支援事業を利用されている施設が多いという現状がございます。

また、個別にバンクを設立するなどの工夫をしている医療機関等もございますが、地域が非常に限定されるため、全国的に恩恵が受けられるわけではありません。今後の方向性を示していくためにも、部品メーカーにも協力を仰がなければならぬものもありますので、子供たちの訓練を実施している医療機関に加え、小児筋電義手の部品メーカーの意見も聴取することが重要であると考えております。

これを踏まえまして、小児筋電義手の補装具装用訓練等支援事業における事業実施機関に対して質問紙調査を行うことにしております。また、それらの機関及び部品メーカーとの意見交換会の実施を計画しております。この意見交換会で課題解決のための各実施機関の工夫や対策を明らかにします。これを踏まえて小児筋電義手のセルフメンテナンスやフォローアップについての手引を作成します。

次のページにお願いいたします。実際の内容ですが、小児筋電義手の事業実施機関に対する質問紙調査では、実際の訓練事業においての問題点や補装具費支給制度で運用する場合に問題点となる点を明らかにします。この質問項目を現在作成しています。

続いて、事業実施機関及びメーカーとの意見交換会は、Zoomのオンラインでの意見交換会も検討していますが、やはり対面での意見交換会のほうが実態の聴取が非常に有効と考えまして、できるだけ対面での実施を計画しています。また、メーカー側にも参加を呼びかけまして、小児筋電義手のセルフメンテナンスやセルフチェック項目などについて確認し作成したいと考えています。

また、それを踏まえてセルフメンテナンスやフォローアップについての手引書を作成します。これまでの東大病院での取り組みに加えまして、さきのアンケート調査の結果、そ

して意見交換会の結果を踏まえた筋電義手を使用するユーザー家族や、また、小児筋電義手の経験の少ない医療機関に向けてのセルフメンテナンスやフォローアップに向けた手引書を作る予定です。

東大病院での取り組みを基にまとめた手引については、これも別で現在作成中となります。

以上になります。

○浅見構成員 ありがとうございます。

では、次に運動器系のその他の分野について、丸山先生、お願ひいたします。

○丸山オブザーバー 国立リハビリテーションセンターの丸山です。

最初に、先ほどお話もありましたが、車椅子、電動車椅子については令和6年度の告示改正において算定基準が全面的に改正されたところです。あわせまして、完成用部品については義肢・装具・姿勢保持装置についてのみ認められているところ、車椅子の附属品が多数登録されていたことから、車椅子関連部品を削除する等の見直しが令和6年度に行われました。そこで、これら告示改正によってどのような効果があったのかを明らかにするために調査を実施する予定です。

次に、更生相談所の処方の実態なのですが、各更生相談所の判定で新規処方された義足・義手・姿勢保持装置の対象者及び補装具の仕様の詳細については、2010年以降、調査が実施されておりませんので、基礎資料の作成ということで更生相談所に対する支給実態調査を行います。

最後に、前回の検討会で事務局から話がありました完成用部品の機能分類についてですが、研究班でも検討したのですが、完成用部品の申請データについては厚労省のみが使用しているデータであること、それに加えて具体的な価格をどのようにするかについて研究班が判断するものではないといった理由から、研究班では実施できるものではないとの結論に至りました。事務局で素案を作成し、検討会で議論していただきたいと思います。

次のスライドをお願いします。続いて、進捗状況についてですが、車椅子、電動車椅子の告示改正の効果検証については、現在、調査票の作成が完了し、車椅子・シーティング協会にも協力依頼をして既に御快諾をいただいております。こちらについては1月をめどに質問紙を回収し、解析を進めていく予定です。

次に、更生相談所に対する支給実態調査については、各更生相談所の判定で新規処方された義足・義手・姿勢保持装置の対象者及び補装具の使用のデータ収集を行い、義足788件、義手70件、姿勢保持装置306件のデータを取得しております。これは令和7年10月現在のことですけれども、今後、解析を進めています。

なお、この調査におきまして、更生相談所の皆様には業務多忙の中御協力いただき、貴重なデータを提供していただきましたことをこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○浅見構成員 ありがとうございます。

では、次に視覚器系について、山田先生、お願ひいたします。

○山田オブザーバー 視能訓練士の山田と申します。よろしくお願ひいたします。視覚系について御報告させていただきます。

視覚障害者に関する補装具では、選定時のアセスメントや購入後のフォローアップといった支給のプロセスにおいて基準がなく、支給された補装具を十分に活用できていないケースがあること、そして、医療関係者であっても補装具やその制度を含め知る機会が少ないという現状があります。以上のような背景から、現在、補装具のアセスメント及びフォローアップシートの試作・検討と、視覚障害関連補装具支給に関するガイドツールの作成を行っております。

また、視覚障害者安全つえを含む様々な種類のつえでは先ゴムや石突といったものは路面に接する消耗品ですが、グリップやシャフトを使用できる状態であれば先ゴムや石突のみを交換して使用することができます。しかしながら、補装具費支給制度でこれらを交換する場合には、店頭などで見積りを受領した後、その見積りを市町村に持参し、申請書類に記入、あるいは代筆を依頼するといった過程が必要となります。視覚障害者は移動に困難を感じることが多く、1つの石突を購入するためだけに以上のような手続を行うことの負担は大きく、また、市町村においても事務処理に要するコストを考えると改善の余地があると思われます。

現在、義足における断端袋というものは年間購入上限額が決められており、その中で必要な数量、種類を購入することができますので、先ゴム、石突についても同様に年間購入上限額を定めることにより、視覚障害者の移動を保障することにもつながるのではないかと考え、先ゴムや石突の年間購入上限額策定のための実態調査を行う予定です。

次のスライドになります。進捗状況になります。アセスメントシート・フォローアップシートの試作・検証では、シートに用いるチェック項目について補装具の種類別に義眼、視覚障害者安全つえ、眼鏡の3チームに分かれ、修正デルファイ法を用いて検討を実施しました。各チームは眼科の医師、視能訓練士、歩行訓練士、義眼作成者、眼鏡作成技能士、看護師といった選定、処方に関わる者と各補装具を使用する視覚障害者当事者で構成いたしました。現在は両シートの運用に向けた問題点等の課題の抽出と運用方法について検討を行っております。

視覚障害関連補装具支給に関するガイドツールの作成では、音声付動画のガイドツールを作成し、公開予定です。内容につきましては、補装具費支給制度の解説と視覚障害関連補装具の解説の2要素で作成を準備しております。

最後に、先ゴムや石突における年間購入上限額策定のための実態調査につきましては、視覚障害者安全つえの利用者を対象に、石突等の使用実態、どれぐらいの間隔で買換えが必要であるかなどについて調査を実施する予定です。

以上となります。

○浅見構成員 ありがとうございます。

では、次に聴覚器系につきまして、蒲生先生、お願ひいたします。

○蒲生オブザーバー テクノエイド協会の蒲生と申します。よろしくお願ひいたします。

補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなっています。市場における実際の修理方法や費用との乖離も見られている状況です。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料、修理形態も変化している状況という方がございます。そのため、今回、補聴器の修理に要する費用額の算定に関する基準見直しに係る実態調査を実施いたしました。

進捗状況でございます。進捗状況においては、日本補聴器工業会の協力の下、補聴器メーカー10社に対してオンラインフォームを利用したアンケート調査を実施したところでございます。先月26日で締め切っておりまして、御協力の下、10社全社から御回答をいただいている状況で、現在、データの解析中でございます。

以上です。

○浅見構成員 ありがとうございます。

では、最後に、重度障害者用意思伝達装置になりますけれども、研究分担者の横井先生が欠席ですので、代わりに中村先生から報告をお願いいたします。

○中村オブザーバー 中村のほうで報告します。

重度障害者用意思伝達装置の課題は3つです。普通、補装具といいますと補装具の支給基準というのは物の値段なのですね。普通は更生相談所へ行って判定を受けるというのが前提になっています。ところが、この意思伝達装置の場合はちょっと特殊な状況があって、意思伝達装置を使う利用者さんがお住まいになっている環境に合わせて適合調整をし、その結果を受けて判定をしなくてはいけないということから、実際に事業者さんが利用者さんのお家へ行って実際にやっているのですが、そのための費用がなくて事業者さんが負担しているというのが過去の調査で分かってきています。

続いて、導入の課題について、これまで事業者さんに対してはアンケートを取っていましたのですが、それを実施している医療機関からの意見聴取がまだできていないことがあります。

あと3つ目は、呼び鈴分岐装置というものがあります。隣の部屋にいる家族等を呼ぶための装置ですが、それについては視線検出式入力装置と併用ができないところから支給はしないということになっているのですが、その後、呼び鈴というものについてやはり必要であるということから、見直しをしてほしいという意見が多く上がっています。

ということで、現在のところですが、最初の課題につきましては導入の際に訪問でどのくらい訪問しているのか、どのくらい時間がかかるのか、何をしているのかというのを改めて調査しておりますので、それを制度に反映できるかどうか検討する必要があります。

また、2番目は、現在は補装具の装用訓練事業をやっていますので、その中で重度障害

者用意思伝達装置というのがあります。そこに参加している医療機関に対してヒアリングを行い、課題検討をしたいと思っています。

3番目の呼び鈴につきましては、利用状況についてもう一回調査を行い、視線検出式入力装置の利用者に呼び鈴が必要であるかどうかをしっかりと明らかにしてから制度を導入するべきかどうかを検討したいと思っています。

以上になります。

○浅見構成員 ありがとうございます。

分担研究者の皆様方、大変ありがとうございます。

指定課題の研究班からの報告は以上でございます。

○野原調整官 ありがとうございました。

次に、公募課題につきまして、研究代表者である中村オブザーバー、お願いいいたします。

○中村オブザーバー 三たび中村がお話しします。

公募課題ですが、タイトルとして「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」という課題で進めております。3年計画の2年目に当たります。これは最近技術がどんどん進んできて、いわゆる高機能、従来にはできなかつたことがその補装具を装着することによってできるようになってきた、かなり時代が変わってきたのですね。ただし、高機能の補装具というのは今までのものに比べて桁1~2つぐらい値段が高いという問題があります。ただし、高いから支給しないということではなくて、むしろそういうものをあえて支給することによって、利用者さんが端的に言えば就労などで税金を上げてくれれば、結局税金の無駄遣いにはならず、うまくお金が回るのではないかという仕組みをつくるべきではないかという考え方の下に研究を進めています。

そのためには、投資した費用に対してちゃんと効果があるということ、逆に無駄遣いをしないためにはどうしたらいいのかということを検討する必要があります。対象としては義手や義足、装具、電動車椅子を挙げています。先ほど申しましたように、高機能補装具を支給することで利用者が就労したり社会参加したりすることによって納税者となることで社会全体として公費の還元となる。それによって利用者が安全な生活を送ることが可能になって、非使用のリスク、例えば転倒などによる医療費や社会保障費が軽減できるのではないかという仮説を取っています。

あともう一つは、今の高機能の多くは外国製品です。皆さん日本は技術立国正在思っている方がいらっしゃるかと思いますが、はっきり言ってもうそれは幻ですね。日本の補装具の開発技術というのは諸外国に比べて周回遅れか、あるいははっきり言って3周回遅れぐらいに遅れているのです。ですから、こういう高い技術の製品を現場の人が使わないと、どんどん技術が落ちてしまっていて、本当にお金がなくなったらもうそれは買えなくなります。その結果、ユーザーさんには提供できなくなりますよということが目に見えています。なので、積極的に高機能の部品を使うことによって技術もしっかり維持しようというのももう一つの目的になります。

計画として、これまでも労災などで支給されている例はありますので、そういうものができる人に支給されていてしっかり社会参加をしているのかということ、あと、どういう人が使って有効活用できるのか、今度は医療側の練習する側のやり方を明確にしないといけない。あと、メインの課題として、いわゆる高機能補装具を使えそうな人に一時的に貸し出してみて、それを使って例えば働くようになったとか、あるいは家族の世話が要らなくなつたということによって効果が出ましたという実証実験をするということになります。残りは、そのやり方のマニュアルを作ったり、海外では補装具の費用対効果の研究というのが結構盛んに行われるようになっていますので、それに関する調査を行っています。

現在の進捗状況です。実証実験を進めています。義足に関しては両大腿切断者と片側大腿切断者、義手に関しては前腕切断者と上腕切断者、装具につきましては電動制御膝継手を用いた脊損の方2名、あと電動車椅子にはアシスト付やリフト付の電動車椅子を4名の方に貸し出して実証実験を行っています。

残念ながらこの研究の研究費というのは非常に少ないので、半分ぐらいは各参加施設からの持ち出しで何とかやっている状況です。一番難しいのは、効果ですね。費用というのは買った値段で大概分かるので、効果というのは医療だったら病気が治るとか、生きるか死ぬかという問題なのですが、福祉での効果はとても難しくて、今のところではQOLなり就労状況などを目安として考えています。あと、実際にそういう高機能補装具をしっかりと使えるように練習するというのをいろいろな施設でできないといけないので、現在、研究参加施設のセラピストさんが対面で集まって情報共有をするという機会を設けています。

今後ですけれども、費用対効果はかなり難しい課題であるということが分かってきました、この3年間だけで明確に結果が出る可能性は少ないのですが、少なくとも更生相談所の方がこういう人に支給していれば無駄遣いにはならないという資料、それは去年実施した更生相談所のアンケートにおいても支給の基準を国が明確にしてくださいという声もありましたので、そういう参考資料が作れればいいかなと思っています。

あとは、ユーザーさんが社会に参加した後、特にこういう高機能の人というのは高活動で普通の人と同じようなパフォーマンスを示すのですけれども、やはりそれは義肢装具に大きく依存するので、適応が悪くなつたときという隠れた悩みも実はあります。そういうものも皆さんで共有して、そういう人たちを支えるような資料作りをしたいと思っています。

以上です。

○野原調整官 ありがとうございました。

次に、障害者総合福祉推進事業の課題につきまして、私から御説明させていただきます。
資料2-3 「令和7年度障害者総合福祉推進事業 進捗状況報告」を御用意ください。

ページ1です。本事業では、令和9年度の告示基準額改定のための基礎資料を作成するために、補装具の原材料等仕入価格や従業員給与等の実態を調査いたします。調査・報告は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施することとなりました。

ページ2に移ります。調査の実施、結果の分析に際し、専門的な観点から御意見をいただくために有識者会議を設置いたします。調査方法はアンケート調査を実施予定で、調査項目、調査対象については精査中となります。調査対象種目は義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車載用姿勢保持装置、起立保持具、歩行器、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置を予定しております。

ページ3です。スケジュールとしては、11月20日に第1回の有識者会議を実施いたしました。12月中に調査を開始できるよう、現在準備を進めている段階です。来年1月から集計に入り、2月に第2回の有識者会議を行い、報告書の提出を3月末に予定しているところです。

障害者総合福祉推進事業については以上となります。

○高岡座長 ありがとうございました。今、研究報告として非常に膨大な報告をいただきました。

まずこの議題2全体で御意見をいただこうと思うのですが、ばらばらに行くととんでもないことになりそうなので区切っていきたいと思います。最後の推進事業ですが、これからアンケートを取るということになっておりまして、原材料費の仕入価格等々に関しても調査をしていくということで、中村オブザーバーが最初の研究のところで言われた原材料費の調査等々も必要であるというのはここに入ってくると考えてよろしいでしょうか。事務局から。

○野原調整官 はい。原材料の価格等についても調べられるように、今、項目を調整中です。

○高岡座長 ありがとうございます。

まず、順番を反対にして申し訳ないのですが、この推進事業に関して何か御意見がございましたら、お願ひいたします。

清水構成員。

○清水構成員 清水です。

有識者会議があるということで書かれているのですけれども、これはどのような背景の有識者の方々がいらっしゃるのかなと思いまして御質問させていただきました。

調査対象項目からすると、肢体不自由、視覚、聴覚、重度障害者意思伝達とありますけれども、全ての領域をカバーされていらっしゃるのかどうかというところが気になりましたので、確認です。

○高岡座長 事務局からお願ひします。

○野原調整官 有識者会議の委員には義肢・装具、車椅子・シーティング、義肢装具の材料販売に関する団体様から御紹介いただいた委員に入っていただいております。御指摘の点については視覚系の有識者や聴覚系の有識者が入っているのかということかと思いますが、まずは材料、製作に関する有識者の方にお集まりいただき、今日御参加いただきてお

ります中村オブザーバーや高岡座長にも入っていただきまして、全体的な御意見を頂戴しております。

一方で、専門的なところについては詳しい方に伺っていかなければいけないと思っておりますので、各調査対象の方々に対して事前にヒアリングを行い、こちらが意図する内容がお伺いできているのか、種目ごとの実態をお聴きしてから調査項目を決めるように進めているところです。

○高岡座長 いかがでしょうか。

○清水構成員 ありがとうございます。

別に自分を入れろと言っているわけではないのですけれども、特に視覚というのはどうしてもいろいろな面でほかの領域と違うところがありますので、もしオブザーバーなどで誰か視覚領域のことが分かる者が入れるのだったら、参加させていただいたほうがいいのではないかなどと思いましたので、もし可能であれば御検討ください。

○高岡座長 事務局からお願いします。

○野原調整官 三菱UFJリサーチ＆コンサルティングの担当者の方にも確認しまして、オブザーバーで入っていただけるか確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高岡座長 では、ほかにこの推進事業に関してはよろしいでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 西嶋です。

この調査で義肢装具士の給与水準を調べてみるのでしょうが、これは今どれくらいの給料かというところを調べて、それを基に人件費が幾らかかっているかというのを見るのだと思うのですけれども、今の給与水準が妥当なのかというところについて話がないと、不適切な人件費の下で働かされている人を見て、人件費がこれだけかかったねと見ても仕方がないのかなと。本来あるべきところを考えてそこに持っていくような形で検討して告示価格を考えていかないと、良くない現状を追認するような形で制度ができてしまうとかえってそれはよろしくないのかなと思います。そこら辺の考え方は、今まで補装具費の検討において実際にかかったコストは幾らなのか、それにちょっとだけ色をつけるような形で利益を考えて算定していると思うのですけれども、その結果、今、義肢装具会社の経営状況が苦しい状況にあったり、義肢装具士の成り手がどんどん減っていくという状況にあるのかとは思うので、あるべき姿がどうなのかというところについて、この単年度の調査ができるものではないとは思うのですけれども、そこについて切り込んでいかないと5～10年たっても変わらなくて、5～10年たった頃には義肢装具士がいなくなりました、製作事業者が潰れましたでは困ってしまうので、そういったところも着手し始めないといけない時期にもうとっくに入っているのではないかと思うのです。けれども、そういう気配が見えないなというのが残念だなというのが正直な感想です。

○高岡座長 ありがとうございます。

多分推進事業はそこまで考えていないものになりますが、後ほど研究の第1のほうのところでもまた議論になるかなと思うので、ここはそこまでにしたいと思います。

石川構成員。

○石川構成員 国リハの石川でございます。

先ほどの清水先生の御意見にちょっと追加でございます。この部分はいわゆる義肢装具などの補装具と、それから視覚もそうですし、聴覚もそうですけれども、例えば従業員給与という話になってきたときに、補聴器のメーカーだけ調べても全く意味がないですね。結局補聴器の価格というのは現実にはその価格の中にフィッティングをする人、つまりこれは販売店側になるのですけれども、そういったところの労力も結局全部のつかつてきているとか、それぞれの業界によって微妙に価格が何によって決まっているのかというところが大分違うところがあるので、そういったところの意見を聞くような何らかの手段をきちんとつくっておいたほうがいいかなということできちんと追加でコメントさせていただきました。

以上でございます。

○高岡座長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょう。

○野原調整官 ありがとうございます。

各種目ごとに状況が違うというのはそのとおりだと思います。清水構成員からもありましたように、それぞれの種目について調査対象に対してどのように調査を進めていくのが現実的なのかということも含めて、各種目についての有識者の方にお伺いしていくということで進めさせていただきたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、推進事業に関してはこの程度にさせていただきたいと思います。

では、最初に戻りまして、浅見構成員に研究代表者として取り組んでいただいております研究に関する報告に御質問、御意見等をいただきたいと思います。これは研究そのものの推進に関してはぜひこのまま進めてくださいということになると思うのですが、いろいろと事務局といいますか、厚生省にも聞きたいなということが散見されておりますので、その辺をピックアップしていきたいなと思います。まずこの研究に関する御質問や御意見がありましたら、構成員の方からお願いします。

井村構成員。

○井村構成員 井村でございます。

なかなか多くの課題があるということを改めて確認できたところになるのですが、私も以前に意思伝達装置関係で価格調査をしたこともあるのですが、先ほどの清水構成員、石川構成員の内容とも重なるところがあるのですが、今の補装具の支給基準、価格決定というのは書いてあります55年の飯田基準というものに基づいていると思うのですけれども、これは義肢装具等に対する基準の考え方であって、補聴器、あるいは視覚関係、意思伝達

装置は考え方方が違うということで、同じ基準で扱えないよということは私もかねがね申しております。特にこの1類に分類されるものと2類に分類されるもので大分考え方方が違うのではないかということをかねてから指摘しておりましたが、いまだにその辺が同じ今回の先ほどの調査でもあるので、そろそろこの飯田基準ありきで議論していくと、今、中村オブザーバーからあったような価格の高騰、原材料費の高騰や輸入コストに係る高騰というものが反映できづらくなってくるということであるのだったら、多分今年度では終わらないでしようけれども、そろそろこの飯田基準に代わる新しい基準を採用されるかはどうかとしてぜひ提案ぐらいはしていただきたいなと思いました。

○高岡座長 ありがとうございます。

これはなかなか事務局に答えろと言っても答えにくいかもしれませんけれども、御提案ということで、非常に貴重な御提案だと思います。

○井村構成員 特に今、本当に1類、2類で考え方方が全く変わるということをそろそろ踏まえて検討していかないと、どちらかというと1類に関しては製作に関わる費用のところ、2類は適合に係る費用が多いということで見方が変わってきますので、その辺についてぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

中村さん、どうぞ。

○中村オブザーバー ちょっと追加で、さっき言い忘れがあったのですけれども、意思伝達装置の場合には、普通補装具というのは障害が固定されて、日常生活に必要だからというので支給しますよというのが建前だと思うのですけれども、意思伝達装置を利用する方は進行性の難病の方がいらっしゃいますので、障害の固定ということがないですね。なので、この人にはこういうものが必要だという手続をしている間にどんどん症状が進行してしまって、結局支給決定したときにはもう要りませんみたいなことになりかねない。補装具の定義自体も1類と2類ではちょっと違うのかなと思っていますので、コメントします。

○高岡座長 ありがとうございます。私も実際支給というか処方するときに感じていることでございます。

そのほか、御質問、御意見はございませんでしょうか。

清水構成員。

○清水構成員 ありがとうございます。

中村オブザーバーが冒頭に御説明していただいた箇所なのですけれども、これは視覚障害でも全く同じことが言えるかなと思いながらお聞きしておりました。特に視覚障害の中の視覚障害者安全つえ、いわゆる白杖なのですけれども、これは材料として中村オブザーバーがおっしゃっていたようにアルミニウムなどといったものを使います。白杖を作っているメーカーさんというのは非常に数が少なく限られているのですけれども、私のような者のところでももう今の状況ではやっていられないといった声がよくよく聞こえます。

そして、白杖は選定して使えるように訓練をする人たちは歩行訓練士と言われる方々なのですけれども、歩行訓練士さんは義肢装具士さんと違いまして国家資格ではなくて、全国で実働している人は200人ぐらいいるかどうかという非常に少ない数なのですね。その人たちが本当にいなくなってしまったら、視覚障害の方々は非常に困ることになるので、そういう側面からもぜひいろいろ検討していただけるといいなと思います。

最後に山田オブザーバーがおっしゃっていた石突の件なのですけれども、これも白杖に関わることなのですが、現状ですと、視覚障害の方に聞くと持ち出しで自分でお金を払って換えてもらっているという声もよくよく当事者の方から聞きますので、その辺りを包括的に検討していただければと思います。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

この中で幾つか御提案があったのですけれども、その御提案に関して少し事務局とやり取りをさせていただければと思います。

まず、3D技術関連のところで浅見構成員からガイドラインの発出等々を厚労省を中心にやっていただくというところが必要ではないかという御提案といいますか、御意見がございましたが、事務局からいかがでしょう。

○野原調整官 3Dのところでガイドライン含め制度の誤認というところが御指摘としてあったと認識しております。先日、私がシンポジストとして参加させていただいた学会でも装具の製作に3Dスキャナーが広く使われている、身体計測に広く使用されているという発表がありましたが、3Dスキャナーを用いた身体計測は告示で規定していますギプス採型法によるものではありませんので、採型とは認められておりません。そのため、補装具費でも、もちろん治療用装具療養費でも支給対象にはなっておりませんので、そういう誤った認識が広がっていくことが無い様にする必要があるという御指摘だと思います。これについては周知を含めてまずは検討してまいりたいと思います。

導入するかはまた別ですが、まずはガイドラインが必要だという御指摘も当然かと思います。こちらについても検討してまいりたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

3Dスキャンの技術等々は今後導入していくのだろうなと思われる技術ではあると私は思うのですが、いろいろ課題があるということも事実なので、その辺りを明確にしていく必要があるということなのだと思います。

浅見構成員、いかがでしょうか。

○浅見構成員 高岡座長と私も同じ意見でございます。これから新しい技術というのは補装具領域の中にも適切に導入すべきことだと思っております。ただ、その前段階としていろいろな取決めをしておかなくてはいけないこともたくさんございますので、まずそこを整備した上で、利用者の方が困られないようにできればと考えております。研究の中で、これらについてまとめさせていただければと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

制度や適応に関する研究は今後また進めていただけるということですので、それらも含めて厚労省で倫理的な側面も多く含んだガイドラインを検討していただけるということで、ぜひお願ひをしたいと思います。

大西構成員、よろしくお願ひいたします。

○大西構成員 今、浅見構成員からお話をいただきましたガイドラインの件ですけれども、この技術そのものは必ずしも医学系の中で閉じているものではなく、技術そのものは工学系も関わっているところでありますので、このガイドライン自体は医学系学会という形で閉じることなく、医療系というか生体医工系のところにもぜひぜひアクセスができるような形にしていただきたいなとは思います。

まずそれが一点と、もう一点、もしよろしければ。

○高岡座長 どうぞ。

○大西構成員 中村オブザーバーから材料についてのお話がありましたが、実際部品はというと、材料そのものの値段だけではなくて加工のところで大分いろいろと値段が変わってきます。熱処理という形で硬さだったり強度なりというのが変わってくる部分になるかと思いますので、実はそういったところも含めてもうちょっと見ていただかないと、材料は値段が上がってそれで対応できますよといつても加工して赤字が出るということでは元も子もない話になるかと思いますので、今回は難しいかもしれません、そういった点もぜひぜひ御検討のほど、お願ひしたいと思います。

以上です。

○高岡座長 貴重な御意見をありがとうございます。

浅見構成員から何かございますか。

○浅見構成員 大西構成員の御意見につきましてですが、倫理的なことは様々な視点からの御意見が非常に重要だと思っておりますので、いろいろな方々と連携を取りながら研究を進めていくべきだと私も思っております。引き続き御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○高岡座長 ありがとうございます。

どうぞ、中村オブザーバー。

○中村オブザーバー 2番目の質問なのですけれども、おっしゃるとおりで、原材料だけではなくて加工料とか、そこら辺も実際には上乗せされてきてしかるべきなので、普通は原材料からどんどん材料屋さん、加工屋さん、末端に行くにつれて普通、物の値段は上がってくるのですけれども、この補装具の支給基準は末端に従って下がっていくという本当におかしな仕組みなので、そこら辺は正していかないといけないかなと思っていました。

○高岡座長 ありがとうございます。

山口構成員。

○山口構成員 今の中村先生のお話にもちょっと通ずるところがありますが、スライドの

3枚目に車載用姿勢保持装置と電動車椅子は現在の告示価格ではもう購入できないと出でています。私も更生相談所で判定もしているなかで、事業者さんから対応が困難だという御相談やみも聞いている状況でございます。

判定する上でユーザーの方に迅速に支給をしようと思っても、価格の面でちょっと悩むので時間がかかるというケースも残念ながら少しずつ増えているのかなと思っている現状であります。告示価格で購入できるものが車載用姿勢保持装置、電動車椅子に限らず義肢、装具でも厳しい部分がありますが、そういういたった価格高騰に対して告示価格での対応ができないような状況について、事務局としてどのような対応を検討されているのか教えていただければと思います。

次の告示改正が令和9年ということになっているかと思いますが、ちょっと踏み込んで期中改定といった形で何か対応が取れるのであれば、事業者さんのためというわけではなく、ユーザーさんのためにもつながるのかなと思っておりりますので、御検討されていることなどがございましたら、教えていただければと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、事務局からいかがですか。

○増田補佐 期中改定というものは昨今の経済対策でありますように、補正予算案に盛り込まれているという状況ではございません。告示の価格改定をするためにはまず今は実勢価格がどのようにになっているか等を確認する必要がございます。それを先ほど資料2-3で申し上げた推進事業という枠組みの中でまずは実態をしっかりと確実に正確なものを刈り取るということが必要だと考えております。

一方で、現在多くの補装具を製作する事業者が、特に補装具を製作するに当たっての光熱水費の高騰等、物価高騰の影響を非常に受けているということを承知しております。政府では、報道等でも多々流れているものではございますが、重点支援地方交付金というものがございます。こちらは障害福祉サービスを提供する事業所に限らず、補装具を製作する事業所における光熱水費の高騰分にも充てるということができる仕組みでございまして、厚生労働省では、従来からも周知徹底に努めているところでありますが、今般、新たな経済対策というものが策定されたことに伴い、再度各都道府県市町村が補装具製作事業所を支援対象とするとまず構えていただくことが重要になりますので、今はそういう形を我々からも再度各都道府県市町村にも周知をさせていただいている。まずはこういった仕組みを活用していただいて、ぜひ光熱水費に充てていただくということを推奨していくたいと考えているところでございます。

○高岡座長 ありがとうございます。

座長から質問して申し訳ないのですが、重点地方交付金の具体的な金額というのはあるのですか。

○増田補佐 先ほど私が申し上げました障害福祉サービスでありますように、補装具の製作事業者も活用できるということでございますが、当然全国でいろいろな職種で活用できる

という仕組みでございます。どういった対象者の方々にするか、また、おのの金額をどういった充て方にするかということは各都道府県市町村で御判断されるということでございます。

○高岡座長 なるほど。

なるほどと言っておいてなんですけれども、本当にそこは微々たるものだったら何の足しにもならないという気はしなくはないのですけれども、額が分からないのでそれ以上私が言うことではないのですが、山口構成員。

○山口構成員 ちょっとこの場でお答えするのが難しいような私の問いかけだったと思いますので申し訳ないですが、そういった皆様の苦労されている声というのは事務局にも届いているかと思いますので、今後も御検討いただければと思います。

ありがとうございました。

○高岡座長 ここでそんな金額の話をするのかというのはちょっとあるのですけれども、実際今まで価格が追いつかないのですね。結局さっき中村オブザーバーがおっしゃったように、不正なことはしていないのですけれども、更生相談所でいろいろ対応をしてきて何とか価格を調整して負担がないようにしてきたということは今まで本當にあるのですけれども、実際全然足らないのですね。車載用の姿勢保持装置もこの間、私は初めていろいろやって気がついて、1個しかないのですね。完成用等も出来上がったものとしてはそれ以外ない。でも、それではちょっと足らないとなると、事業者さんに自己負担させるというのはそもそもあり得ない話だなというのを考えると、全くもって足らないので、これは早めに対応するしかないのではないかとはちょっとと思うのですが、あまり座長が言つてはいけないですかね。

浅見構成員。

○浅見構成員 先ほどの金額的な話です。義肢製作者が価格の面で非常に困っていらっしゃるというのは研究の中でも結果として出てきております。私は現在、医療、介護、福祉の3領域で仕事をさせていただいております。今回は医療と介護は補正予算の中で具体的な金額が出ております。例えば病院だと一ベッド20万弱ぐらいの補助金が出るのではということが今、公になっております。先ほど高岡座長からもお話をありましたように、重点支援地方交付金という予算はあるのでしょうかけれども、実際に義肢製作所の方の補装具領域に使えるのかという点では不透明な感じがいたします。私としては3領域で仕事しているですから、なぜ福祉つまり補装具に予算がつかなかつたのかしらと残念に思つてゐる次第です。どうしてつかなかつたのでしょうか。

○高岡座長 何か事務局からございますか。

○野村部長 障害保健福祉部長です。

今回の補正で例えば処遇改善の入件費のほうで介護と障害という並びが悪かったり、あるいは従事者に1万円という基礎的な部分は介護と障害で一緒なのですが、介護のほうだとそこで生産性の向上が進んでいるところはプラス5,000円、さらにもう4,000円という2

階、3階といいましょうか、そういうものがあるけれども、こちらは1階部分の共通部分だけとか、あと物価関係とか、入所施設の食材料費関係というのが介護のほうは特出しであるけれどもこちらにはない、あと医療のほうでも例えば病床をダウンサイジングすると買取り費用など、多種多様なものがありますけれども、この背景に大きく言うと何があるかというと、それぞれの6年改定、トリプル改定がありましたけれども、ここから後の給付費の伸びというのが大きく背景として違う。国民医療費のほうは1%か2%しか伸びていなくて、先週、何かでも報道されていましたけれども、病院は7割ぐらいが赤字で、赤字の幅も3%から4%となっていると出ています。介護のほうも給付費の伸び自体は2%ぐらいということで、利用者一人当たりの給付費も2%弱ぐらいの伸びです。

ところが障害のほうは、これは補装具とは関係なくて障害の現物サービスのほうですけれども、5年から6年にかけて1年で12%伸びてしまいまして、これはかなり昔の医療費並みに伸びて、昭和40年代前半ぐらい伸びている。これが利用人数が増えたことによる伸びが5.何%かの貢献度で、一人当たりの報酬額が増えたのが6%強、障害者という大人だけで集計すると7%ちょっと伸びているという状態です。つまり、報酬改定率は1.12%の伸びの改定だったのに、それだけわっと上振れをしているというふうになりました、それは何を意味するかというと、賃上げの状況なども調べてみたら、6年改定をやって6年に賃上げして、今年7年に賃上げしてと見ると、介護のほうは賃上げの速度がかなり今年になってかくっと落ちました。賞与込みで一月当たり6,000円ぐらいの賃上げと、それに対して障害のほうは1万7000円ちょっとということで、これは春闘の回答並みの上げ幅額となっていましたりで、ちょっと給付費の伸びがそういった経営状態、例えば上がった物価に対する対応やそういった人件費を上げるというところで対応の状況が違うだろうということもあって、補正予算で計上するところはそのままベースアップの分の1万円というところがついたのですけれども、その辺りだと給付費の動向などを踏まえて対応が分かれているという状態でございます。

○浅見構成員 いろいろ教えていただき大変ありがとうございます。しかし今回の研究内容と今の数値に乖離があるように思います。障害領域については伸びはあるが、対応の状況が異なるために補装具領域に反映されていない結果になっているという御説明だと理解いたしました。

○高岡座長 どうもありがとうございます。

○野村部長 義肢装具の関係は実はそういったデータがないというか、データがないので結局地方の重点交付金での対応、要は地域ごとに実態に応じて、変な話ですけれども、例えば障害者施設は介護と違って先ほどの物価上昇分の対応が一施設幾らというのがこちらにはないと申しましたけれども、一方で重点交付金のほうの対象には入っておりますので、重点交付金を引き続き活用してもらいたい。個別に施設ごとに見るなり事業所ごとに見て、必要なものは引き続きやってもらいたいということは都道府県市町村に対して働きかけをしているのと、先ほど増田から申し上げましたように、義肢装具の製作所についても、福

祉サービスのほうは経営概況調査というのをやったりして数字がいろいろ出たりしているのですけれども、そういったベースとなるものがないという状態もありますので、そういう中でできるものとなると、地域で実情に応じて弾力的に対応できる重点交付金の活用ということになるのかなということもあって、重点交付金の活用というのを今回はふだんより強めに働きかけをしていくということでやっているところでございます。

○浅見構成員 ありがとうございます。

私たちの研究は、結果として、国民の皆様、これには利用者の方と義肢装具領域の職種の方の双方を含みます、の役に立つことを目標としておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○高岡座長 ありがとうございます。

今、野村部長からお話しいただいたように、障害サービスをやっている人たちの金額といいますか費用と、製作事業者とは全然違うというお話だったので、取りあえず地方交付金等々を使っていただければというところだと思いました。

ただ、根本的には補装具ですから、今ここは補装具の会議なので、補装具の価格そのものを上げていかないと話にならないということだと思います。ぜひそれは調査研究を含めて、下がることは絶対ないです、上げるしかないと思うので、適切な金額に上げていくということを目指していただきたいなというのがこの検討会の中ではそういうことを提言ということになると思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

ちょっとお時間がなくなってきましたので、研究1の中で、前回、補装具検討会の中で完成用部品等々の機能分類についてということでやっていきたいというお話があったのですが、研究班ではなかなか進めるのが難しいということもあって、事務局でぜひ素案を作成していくってほしいという御提案がありました。これは事務局からいかがでしょうか。

○野原調整官 完成用部品の機能分類については厚労科研にお願いするという発言が前回の検討会の中で私から出ておりますが、その後、検討していただいた上で事務局のほうで取り扱うことという御意見をいただいております。先ほど改正案の2のほうで御説明させていただきましたが、今後は事務局のほうで素案を作成し、検討会の中で御検討いただいて決定をしていくということで進めていきたいと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。

丸山オブザーバー、その方向でよろしいでしょうか。

○丸山オブザーバー ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○高岡座長 私の手際が悪くて申し訳ありません。浅見構成員の研究に関してはほかに追加で何かございますでしょうか。

小林構成員、どうぞ。

○小林構成員 小林です。

意思伝達装置なのですけれども、今後の長期的な課題として、今、事業者が各利用者の居宅で訪問するという負担が大きいということで、これから装用訓練を実施している医療

機関でのヒアリングを進めていくという方向なのですけれども、今は評価も訪問も事業者にとても負担が行っているという前提で調査されていると思うのですけれども、地域によっては事業者ではなくて病院や訪問看護ステーションであったり、地域差が大きいとは思うので、給付していく仕組みが今のように事業者を中心に負担がかかっているというのは、給付のシステム自体を大きく考えていくというのを長期的に考えないとこれが立ち行かないのではないかと思っているのですけれども、こういうことを長い目で見て考えていただければなと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。

これは今、中村オブザーバーからではなくて、井村先生。

○井村構成員 井村から付け加えさせていただきます。

この手の調査は私もしたことがあるのですが、私はこの検討会で見ると一番古くなっているという感じで、意思伝達装置が入った頃からずっと追っている関係がありますけれども、価格の設定の中に要は最終的な納入される事業者さんが仕入価格との利ざやの中で人件費を出すという前提で話を最初聞いておりました。意思伝達装置も補装具でありますので、医師の意見書、そして処方というものがありますけれども、本来であると例えば病院などに受診していれば、かかりつけの専門医になると思うのですけれども、そこで適切な意思伝達装置スイッチ等々の見立てがあって、処方があって、それを事業者さんは納入してセッティングすればいいというところが、その処方に必要な情報を丸投げされているというところもあるので、そこで本来業者が負うべき範疇、例えば先ほどの義肢装具であれば義肢装具士がしているようなところなのかどうかというところもあるのでしょうかけれども、業者にどんどん丸投げになっているところもあるというところで、利ざやの部分で吸収できなくなっているというところもあってこの話になっていると思うのです。

本当にうまくいっているところは病院など医療機関からのものに基づいて納入すれば、あとはまた訪問のリハ職だとか適合するところもありますので、そこは業者さんは困らないというところがあると思うのです。

あと、意思伝達装置の流通の関係で言いますと、メーカーが直で入れる場合と、卸が2社、3社に入る場合があり、要は代理店契約の地域差問題もあるので、何社か入るとどんどん利ざやがなくなってきて中間マージンばかり取られて、最後の納入事業者は直販であろうが末端であろうが同じだけの手間がかかるところに利ざやが回らないというのもあるので、そういういた問題もあるということで、単にこのような最終的なところを聞いたから幾らかというのはなかなか難しいところだと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

今日は担当の先生に御参加いただいているので、その辺りをまたこの研究の中で進められるかどうかは何とも言えませんけれども、浅見構成員からお伝えいただければと思います。

○浅見構成員 承知いたしました。

○高岡座長 あと、意思伝達装置はそういう課題があることがある意味明らかなことでありますので、改めてこちらの研究といいますか、どうしていくのかというのは考えていただきたいなと思います。何か事務局で今の課題に関してござりますか。意思伝達装置をどうしようかという課題です。

○野原調整官 現在、事務局で具体的に動いていることはないですが、令和9年度の告示改正では種目等の見直しも含めて検討される予定であります。その中で今回の厚労科研の先生方からの御報告も併せて検討の土台に上げて進めていきたいと考えております。

○高岡座長 ありがとうございます。かなり課題があるぞということはこの場では認識したというところにしたいと思います。

それでは、もう一つ残っております公募課題の高機能の研究に関して、これは非常にユニークな研究で、ぜひお進めいただきたいというところでございますが、何か御意見はございますでしょうか。

小林構成員。

○小林構成員 小林です。

ちょっとピントを外すかもしれないのですけれども、この研究課題の将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給ということだけを見ますと、高機能補装具の支給に限ってということだけではないような気がして、例えば本当に基準内である2つ目の補装具を仕事用に給付してもらえないかとか、基準内のリフト式や電動チルトリクライニングなどが普通に申請してもなかなか通らなくて、これを使えたら仕事ができるのにという場面をたくさん経験しているのですけれども通らないということも解決すると、この高機能の手前でもう少しやれることができると感じたことがあります。

○高岡座長 中村オブザーバーから何かござりますか。

○中村オブザーバー おっしゃるとおりで、別に高機能にこだわっているわけではないのですが、一つはシンボリックなものとして最先端の技術を障害者にすぐに還元できるような仕組みづくりということがあります。将来的な社会参加というと、例えば子供の筋電義手もそうですけれども、この子たちが大人になったときに社会で活躍できるように今から制度を整備したいとか、リフトの車椅子でも、車椅子をちゃんと使えばもっと良いことができますよというイメージづくりがないと、更生相談所も恐らくとか予測だけでは判定はしないと思うんですね。そこら辺を更生相談所が判定しやすくするような環境づくりも考えているので、高機能というのはある意味シンボリックなものだと考えていただければいいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。そのようなことでよろしいでしょうか。

では、この公募課題に関してはよろしいでしょうか。

清水構成員。

○清水構成員 視覚障害の方は更生相談所に行くことはないと思うのですけれども、高機能というところにターゲットを当てますと、実は白杖も結構高機能のものがあるのですね。

中村オブザーバーが御説明のときにおっしゃっていましたが、そういったことは国内ではなく海外がすごく発展していて、アンテナが立っている視覚障害の方はそういったところから取り寄せてこれが使えないかということで動かれているような方もいらっしゃるので、将来的に高機能の補装具ということで調査研究を進める場合には、白杖、視覚障害者安全つえのこともちよつと触れていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

ちょっと今回のものには入れられないかもしれませんけれども、念頭に置いていただければと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

では、あと5分しか時間がございませんが、議題2に関してはこれで終了とさせていただきたいと思います。

最後に「その他」ということで、本当にその他なのですが、構成員の皆様から何か言っておかないといけないということがございましたら、挙手、あるいはオンラインでも挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。御配慮ありがとうございます。

では、事務局にお戻ししてもよろしいでしょうか。

○増田補佐 本日は御議論ありがとうございました。本日の議事内容は、皆様に御確認いただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載予定でございます。

また、次回の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○高岡座長 それでは、以上をもちまして、第72回「補装具評価検討会」を終了といたします。本日はどうもありがとうございました。